

# 日野市 臨時記者会見

令和5年3月23日 12時30分から  
市役所4階 庁議室





# 特定教育・保育施設に対する行政処分について

問い合わせ先 保育課



## 1 法人の名称等

---

### ①設置者

名称 社会福祉法人 吹上会

代表者 理事長 高木 順一

所在地 東京都日野市東豊田三丁目12番地の7

### ②対象施設

名称 吹上多摩平保育園

施設長 吉富 和枝

所在地 東京都日野市多摩平六丁目1番地の2

定員等 定員120名、在席93名(令和5年3月1日時点)



## 2 改善命令に至る経過

R4.7.22

・改善勧告

R4.12.16

・改善勧告に従わない保育施設として公表、  
弁明機会の付与

R5.1.6

・弁明書提出・受理(法人→市)  
・1/23質問書を送付

R5.2.10

・回答書受理(法人→市)

正当な理由なく、改善勧告に係る措置が採られていない事実が認められたことから、改善命令を行った



## 3 改善勧告に係る措置が採られていない事実

### (1) 虐待行為等について

#### ア 改善勧告以降に認められた虐待行為等

- ・大声で怒鳴りながら児童の身体を強く締め付けて押さえつけこめかみ辺りを拳でグリグリする行為、自分の顎を児童の頬に押し付けて痛めつける行為等の暴力行為。
- ・児童の耳元で小さい声で「いい加減にしろ」等と脅す行為、大きな声で「いい加減にしろ」等と怒鳴る行為、長時間説教する行為等の威圧的な言動及び園児の心を傷つける行為。
- ・懲罰と称して、外遊び等に1人だけ連れていかず、他の保育士に保育を頼まずに保育室に放置する行為。



## 3 改善勧告に係る措置が採られていない事実

### (1) 虐待行為等について

#### イ 虐待行為等に対する吹上会の対応

##### ① 個別的再発防止策

Aが退職するまでの間、吹上会は虐待行為等を知りながら、指導教育を実施せず、また、担任や保育現場から外す等の個別的な再発防止策を講じていた事実は認められなかった。

##### ② 虐待行為等に対する園の認識

吹上会は、「回答書」において、Aの行為は「虐待行為等」と評価されるという認識を示している一方で、行為の正当性を主張しているが、いかなる理由があっても行ってはならない行為である。



### 3 改善勧告に係る措置が採られていない事実

#### (2) 組織的再発防止策について

#### ア 施設内虐待に関する研修等

##### ①職員研修

- ・施設内虐待に関する研修が十分に行われているとは認めることはできなかった。

##### ②虐待防止マニュアルの研修

- ・令和4年8月1日に策定した虐待防止マニュアルについて、室内に掲示していることは確認できが、職員に対して、同マニュアルの説明や研修が行われた事実は認められない。



## 3 改善勧告に係る措置が採られていない事実

### (2) 組織的再発防止策について

#### イ 適切な保育体制について

##### ① 園長について

- ・園長は12/31に辞職し、主任保育士が園長代行していると主張する。
- ・しかし、主任保育士は現在も担任保育士を継続しており、園長業務を代行している事実は認められなかった。

##### ② 理事長変更

- ・新理事長就任以降も、実質的に従前の体制が継続していると言わざるを得ず、吹上会のガバナンスが機能していない。

##### ③ 外部アドバイザー

- ・園視察や職員研修が行われた事実は認められず、外部アドバイザーによる改善措置が適切に行われたとは認めることができない。





## 3 改善勧告に係る措置が採られていない事実

### (3) 保護者への説明責任

・吹上会は、保護者に対して、改善勧告、職員Aの退職、施設長の辞職、理事長の変更等について説明会等の方法で説明を行っているが、虐待行為等や再発防止策に関して十分な説明を行っていない。

・また、「市は納得した」、「園長兼理事長に辞めてもらった」、「5月には必ず新規受入再開してくれと市に言われた」等と虚偽の説明を行っている。

・したがって、職員・施設を管理運営する立場にある者としての説明責任を果たしたとは認めることはできなかった。



## 4 改善命令

(1) 児童に対する虐待の防止等のために、以下のとおり、直ちに必要かつ適切な措置を講ずること。

ア 虐待行為等が正当な理由なく行われ、長期間にわたり何ら対策なく放置していたことについて、事実関係と原因を調査・分析し、その責任を明らかにした上で、検証結果を市に報告すること。

イ 再発防止に向けた虐待防止マニュアルの職員への周知徹底し、また、施設内虐待等の不適切保育に関する職員研修の充実等の組織的な再発防止策を講ずること。

ウ 令和4年度在園児保護者及び令和3年度卒園児保護者に対して、説明会等の方法により上記アの検証結果及び上記イで講じた組織的再発防止策の内容について、速やかに誠実に報告すること。また、保護者の意見を真摯に受け止め、適切に対応すること。



## 4 改善命令

(2) 児童の人権に十分に配慮し人格を尊重した保育を行うため、以下のとおり、直ちに必要かつ適切な措置を講ずること。

ア (1)ア～ウの措置を講じ、適切な保育を行う体制を構築すること。

イ 吹上会が行うとした新理事長等による内部の体制変更及び外部のアドバイザーによる改善措置等により、適切な保育を行う体制を構築すること。



## 5 今後の対応について

---

- ・指定した期日までに改善が認められない場合には、法第40条に基づく確認の取り消し等を行うことがある。
- ・今後も引き続き、弁護士・警察・東京都など関係機関と連携し適切に対応していく。



## 質疑応答

---

ご質問のある方は

最初に社名、お名前をご発言の上、

ご質問ください。

# 日野市 臨時記者会見

## 【本件に関するお問合せ先】

子ども部 保育課 整備調整係  
TEL:042-514-8972(直通)  
Mail:hoiku@city.hino.lg.jp

